カ点 点 21 号から 270 度 200 メートルの点 ヨ点 点 21 号から 245 度 240 メートルの点 夕点 点 22 号から 230 度 120 メートルの点

に改める。

熊本県告示第 1118 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 15 年 11 月 19 日

熊本県知事 谷 潮

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字新合字福シ田 2853 の 1、字定免 木場 3032、字赤城 3132、3133、3135、3143、3147の2、字窪 3152、字砂ノ迫 3168、3175、 字荒河内 3281 の 1、3281 の 3、3285 の 1
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 (1)

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに 河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1119 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2 の規定により告示する。

平成 15 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字新合字大曲 2835、2838 の 1、2840、 字地ノ眼 2989 の 1、2989 の 3、2997、2999 の 1、2999 の 2、3005 から 3007 まで、3011、3015、 3024 の 1、3025 の 1、3025 の 2、3026 の 1、字大椎 3053 の 1、字普現山 3078、3085 の 1、 3088、字宇附平 3089、3090 の 1、字榎造 3189、3190、3192、3194、3197、3198、3200、3201、 3208、3212、3213、3218、字廣丸 3219 の 1、3226
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件 3
 - 立木の伐採の方法 (1)
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大曲 2841 (次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。 工

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本 県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 公

熊本県公告第 783 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので同 法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 15 年 11 月 19 日

熊本県知事 谷 義 子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡御船町大字木倉字上油免 1720 番 1 の一部、同 1720 番 3 の一部、同 1720 番 6 の一部、同1720番7の一部、同1720番8の一部、同1751番1の一部、同1751番2の一